

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

和交推協第 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	和歌山市公共交通政策推進協議会
住 所	和歌山市七番丁 2 3 番地
代表者氏名	会 長 辻 本 勝 久

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名：和歌山市

計画名称：和歌山市地域公共交通計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
<p>(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割</p>	<p>P38-39 「b) 公共交通不便地域対策」 及び図表</p>
<p>(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性</p>	<p>P40 「c) 地域公共交通確保維持改善事業対象路線の必要性」</p>
<p>(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要</p>	<p>P74 「公共交通網を形成するための施策と事業」 P89 「官、民、地域連携によるネットワークの形成」 P91 「地域が主体となった持続可能な地域内交通の導入」</p>
<p>(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通の一日平均利用者割合：P121 ・ 地域公共交通確保維持に係る財政負担額：P121 ・ 地域バス収支率：P121

補助要綱第17条第1項に規定する事項

令和 年 月 日

（名称）和歌山市公共交通政策推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

和歌山市においては、JR和歌山駅や南海和歌山市駅と大阪方面を結ぶJR阪和線や南海電鉄南海本線を軸に、市域内に路線バスが公共交通ネットワークを形成している。総合病院などの医療機関、大学、公共施設は市中心部に多く立地している。

新幹線や空港など広域交通の拠点であり、大規模な商業施設や企業が多い大阪方面へのアクセスやJR和歌山駅や南海和歌山市駅から市中心部への移動は、通勤通学での利用者に加えて、車を運転できない高齢者等の生活に必要不可欠な交通として路線バスが機能している。

また、鉄道駅やバス停へ結節する地域バス等が市郊外部から大阪方面や市内中心部への支線の役割を果たしている。

しかしながら、高低差などから地理的に路線バスが参入し難い地域や、少子高齢化や車社会の進展等によりバス路線を維持できなくなってしまった地域など交通不便地域の拡大が課題となっており、地域交通の導入が望まれている。

こうした状況の下、地域住民が主体となって運営し、民間の交通事業者が運行、行政が支援を行う官民連携型の地域交通として、平成25年度に地域バス紀三井寺団地線が、令和元年度に加太地区デマンド型乗合タクシーが本格運行を開始した。

紀三井寺団地線の継続的な運行により、車を運転できない高齢者等の移動手段として、地域バスが認知されはじめ、他の公共交通が不便な地域でも令和3年11月から12月、令和4年11月から令和5年2月の間、地域バスの実証運行を行った。

実証運行中の利用者アンケートや利用実績の分析、住民の要望や課題を整理し、持続性が見込まれる2地域において令和5年11月より本格運行を開始している。

本計画は、以上の経緯を踏まえ、交通不便地域における住民の外出機会を創出するとともに、既存の鉄道やバス路線、商業施設等に接続することで、地域公共交通や経済の活性化を図っていく官民連携型の支線形成を目的としている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

和歌山市は、平成31年3月に「和歌山市地域公共交通網形成計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略（以下、「地域交通計画」）」を策定、令和6年3月に改定を行い、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて総合的な交通施策を推進している。

定性目標：基幹的公共交通軸へつながる交通手段の確保（P. 74）

実施施策：官、民、地域連携によるネットワーク形成（P. 89）

地域が主体となった持続可能な地域内交通の導入（P. 91）

地域交通計画の目標や施策等を踏まえ、地域公共交通確保維持事業における定量的な目標値を設定する。

令和7年度目標値	利用者数	収支率
木本・西脇線	5, 274	10%以上
有功線	5, 544	10%以上
合計	10, 818	

木本・西脇線及び有功線は令和5年11月1日より本格運行を開始している。定時定路線の乗合バスであるため、往路復路いずれかで2人以上が乗り合うよう1往復3人の利用を目標値として補助対象期間の利用者数を設定している。

また、持続可能な運行を確保するため、既に本格運行を開始している地域バス紀三井寺団地線（※補助対象外路線）の収支率を参考に収支率の目標値を設定している。

なお、今後の目標については利用実績に基づき、利用促進による改善を目指すものとする。

(2) 事業の効果

和歌山市地域内フィーダー系統確保維持計画の対象路線を維持することにより、交通不便地域である木本、有功地区の日常生活に必要な移動手段を確保することができる。また、病院や商業施設を経由し、鉄道など既存交通に接続することで、外出機会の創出や地域公共交通や経済の活性化などの効果が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

2. で掲げた目標達成のため、官、民、地域で役割を分担し、連携しながら地域バスの持続的な運行を目指していく。

運営協議会（地域）

- ・ 運行計画の策定
- ・ 住民への周知
- ・ 利用実態調査
- ・ 利用促進活動の実施
- ・ 協賛、連携企業の募集

和歌山市（官）

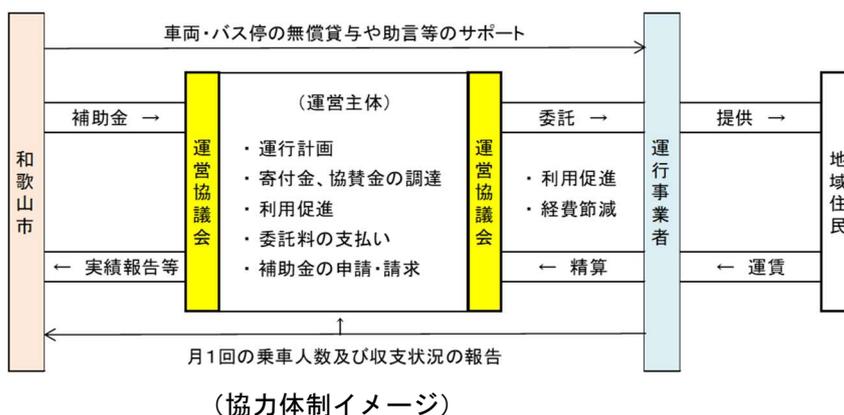
- ・ 運営協議会（地域）が安定した地域バス運営をできるように助言を行う
- ・ 補助金など財政面での支援
- ・ 運営協議会と連携した住民への周知、利用促進案の検討
- ・ 既存交通と地域交通の連携調整

国（官）

- ・ 補助金など財政面での支援

運行事業者（民）

- ・ 運行実績の報告
- ・ 安全なバス運行の実施
- ・ 経費節減の提案
- ・ 運営協議会と連携した利用促進活動の実施



<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る地域バス木本・西脇線、有功線について、その運行に係る費用総額17,381,270円のうち、地域運営協議会への補助金額については、和歌山市が負担し、運行経費から運賃収入、協賛金、寄付金、国庫補助金を差し引いた金額とする。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・住民ヒアリング（地域運営協議会開催等）
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
有功線で使用しているバス車両は、運行事業者が所有する平成23年式の車両を活用して運行していたが、乗合自動車の耐用年数を大幅に上回る9年が経過しており、早急な買い替えが必要になっていたことから、安全な輸送を確保するために、令和〇年〇月に車両を1台購入した。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
有功線の収支率を10%以上とする。
(2) 事業の効果
有功線を維持することにより、有功地区の公共交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、外出促進・地域活性化にもつながる。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表8」添付 なお、和歌山市が国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【車両の代替による費用削減等の内容】

新たに取得する車両を活用することで、燃費基準が向上し、また車両の修繕費や検査費用など車両に係る費用を約10%抑制できる見込みとなっている。

（参考）

ハイエスコミューター（2010.5～2012.5モデル）ディーゼルエンジン
総排気量2,982ℓ 燃費消費率10.2km/ℓ

ハイエスコミューター（2024.1～モデル）ディーゼルエンジン
総排気量2,754ℓ 燃費消費率11.5km/ℓ

※トヨタ ハイエスコミューターカタログ記載の数値

【代替車両を活用した利用促進策】

利用者のニーズに合わせら運行ダイヤの見直し
小型車両を活用した地域コミュニティの創出

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

※該当なし

（2）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
○平成28年7月22日 協議会設立	
○平成31年3月26日 和歌山市地域公共交通網形成計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略の原案について	【承認】
○令和4年6月2日 地域バス実証運行について	【承認】
○令和5年4月27日 ・令和4年度決算及び令和5年度予算案について	【承認】
・地域バスの実証運行結果及び今後の計画について	【承認】
・交通不便地域指定申請及び地域内フィーダー系統補助金について	【承認】
・和歌山市地域公共交通計画及び和歌山市都市・地域総合交通戦略について	【承認】
○令和5年6月29日 ・地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について	【承認】
○令和6年3月15日 ・地域内フィーダー系統確保維持事業計画変更認定申請について	【承認】
○令和6年6月5日 ・地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について	【 】
19. 利用者等の意見の反映状況	
運営主体が地域住民からなる運営協議会であり、経由する商業施設や本数など利用者の意見に重点を置いた計画としている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山市七番丁23番地

(所 属) 和歌山市都市計画部交通政策課

(氏 名) 事務主査 河浪 亮太

(電 話) 073-435-1016

(e-mail) kotsuseisaku@city.wakayama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ライダーシステム)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ライダーシステム (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
	ユタカ交通株式 会社	(1) 木本・西脇線	緑ヶ 丘	八幡 前駅	八幡 台	往8.4km 復8.4km	293日	1758回			②(2)	八幡前駅で南海 加太線と接続	③
	和歌山バス那賀 株式会社	(2) 有功線	やま びこ 公園	オー ク ワ 六 十 谷 店	六十 谷 駅	往6.4km 復6.4km	308日	1848回			②(2)	六十谷駅でJR阪 和線と接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	和歌山市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	2,757

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
845	木本地区	局長指定
1,826	有功地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
和歌山市地域公共交通計画	平成31年3月 (令和6年3月改定)	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表8 車両の取得計画の概要(公有民営補助)(地域内ファイダーシステム)

R7年度

地方公共団体名	貸与を受ける事業者名	申請番号	運行の用に供する補助対象システム名(申請番号)	補助対象車両の種類		乗車定員	購入年月
				イ	ロ		
和歌山市	和歌山バス那賀株式会社	1	(2) 有功線	小型車両	ハ	14	R6.10
		2	()				
		3	()				
		4	()				
		5	()				

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除じた数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

運休日：日曜、祝日、12/29~1/3

R6年10月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R6年11月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月 26日 156.回

11月 24日 144.回

R6年12月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R7年1月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12月 24日 144.回

1月 23日 138.回

R7年2月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

R7年3月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 22日 132.回

3月 25日 150.回

R7年4月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R7年5月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4月 25日 150.回

5月 24日 144.回

R7年6月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

R7年7月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月 25日 150.回

7月 26日 156.回

R7年8月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R7年9月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

8月 25日 150.回

9月 24日 144.回

連休日:日曜、12/29~1/3

R6年10月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R6年11月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月 27日 162.回

11月 26日 156.回

R6年12月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

R7年1月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

12月 24日 144.回

1月 24日 144.回

R7年2月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

R7年3月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 24日 144.回

3月 26日 156.回

R7年4月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

R7年5月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4月 26日 156.回

5月 27日 162.回

R7年6月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

R7年7月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月 25日 150.回

7月 27日 162.回

R7年8月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

R7年9月

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

8月 26日 156.回

9月 26日 156.回